

設置・施工・保守・点検

Installation / construction/Maintenance and inspection

器具の取付には、電気工事が必要なものがあります。

必ず電気設備技術基準に従って有資格者が行って下さい。

一般の方の工事は法律で禁止されています。

火災、感電などの原因になります。

器具取付場所が器具重量及び保守・点検に十分に耐えられる強度か確認して下さい。

強度が不足していますと、火災、感電、落下の原因になります。

火気の近くには放置しないで下さい。

近すぎると火災・落下・点灯不良などの原因になります。

冷暖房機器の吹き出し口付近や、外気の影響を受ける風除室などには設置しないで下さい。

湿度・温度の急激な変化及び振動により、落下・点灯不良などの原因になります。

設置のために、器具を改造したり部品を追加・変更しないで下さい。

火災・落下・点灯不良などの原因になります。

照明器具には寿命があり、設置して8～10年経つと外観に異常がなくても内部の劣化が進行するので、点検・交換をお勧めします。

使用条件としては、周囲温度30℃で1日10時間点灯/年間3,000時間点灯とします。

(JIS C815-1 解説による)長時間の使用や過酷な使用をした場合、発煙・発火・感電に至るおそれがあります。